

(案)

## 特記仕様書①

### 1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)〈令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用〉」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については、「大阪市建設局ホームページ〉産業・ビジネス〉入札契約情報〉各局等入札契約情報〉建設局〉入札・契約のお知らせ〉業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)〈令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用〉」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

### 2. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和 5 年 2 月 14 日付で示された「令和 5 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

### 3. 業務の概要

#### (1) 業務目的

御堂筋においては、平成 31 年 3 月に、「御堂筋将来ビジョン」を策定し、現在、将来ビジョンの実現に向けたファーストステップとして、長堀通～千日前通区間の側道歩行者空間化の整備を進めている。

また、なんば駅を中心としたミナミエリアでは、上記整備に隣接して、地域間の回遊性を高め、安全安心な歩行空間の創出及び景観性向上を目的した「千日前通(難波交差点)空間再編事業」や、歩行者空間化による公共空間を活用した新しいまちづくりを目的とした「なんば駅周辺における空間再編推進事業」を進めている。

本業務は、「御堂筋の側道歩行者空間化事業(長堀通～千日前通)」、「千日前通(難波交差点)空間再編事業」、「なんば駅周辺における空間再編推進事業」に係る工事アドバイザー業務及び、それに要する基礎業務(品質管理・検査、工事管理業務など)を一体的に実施することにより、本市監督職員業務を総合支援し、ミナミエリアにおける空間再編事業の円滑な事業進捗を図るものである。

#### (2) 委託場所

大阪府中央区、浪速区

#### (3) 対象工事

委託対象工事については、下記のとおりとする。

##### 【令和6年度】

- ① 国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 1
- ② 大阪枚岡奈良線(千日前通)における道路空間再編工事
- ③ なんば駅周辺における空間再編推進工事(協定事業)
- ④ 国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 2
- ⑤ 国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 3
- ⑥ その他付帯工事(照明灯工事等)

なお、「③ なんば駅周辺における空間再編推進工事」は、大阪市及び南海電鉄株式会社による協

(案)

定事業である。

また、これら対象工事は、工事箇所の地域特性上、夜間工事が大半を占める。

(参考)

| 対象工事                             | 工期(予定) |       | 備考                 |
|----------------------------------|--------|-------|--------------------|
|                                  | 令和5年度  | 令和6年度 |                    |
| 国道 25 号(御堂筋)における<br>道路空間再編工事その 1 |        |       | (工事期間)<br>~令和 6 年度 |
| 大阪枚岡奈良線(千日前通)に<br>おける道路空間再編工事    |        |       | (工事期間)<br>~令和6年度   |
| なんば駅周辺における<br>空間再編推進工事(協定事業)     |        |       | (工事期間)<br>~令和 6 年度 |
| 国道 25 号(御堂筋)における<br>道路空間再編工事その 2 |        |       | (工事期間)<br>~令和 6 年度 |
| 国道 25 号(御堂筋)における<br>道路空間再編工事その 3 |        |       | (工事期間)<br>~令和 6 年度 |
| その他附帯工事<br>(照明灯工事等)              |        |       | (工事期間)<br>上記工事に附随  |

#### (4) 履行期間

履行期間は、契約日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

なお、監督総合支援を実施する期間は、令和 6 年 4 月契約日より令和 7 年 2 月 28 日までとする。

本業務は、対象工事における監督総合支援を目的としていることから、各現場(中央区南船場 4 丁目~浪速区難波中 2 丁目)へ概ね 1 時間以内で到着することが可能な施設において、体制を構築すること。

#### 4. 業務内容

受注者が行う業務は、工事請負共通仕様書(令和 3 年 3 月)に基づき、「3.. 業務の概要 (3) 対象工事」に定める工事毎に、下記に示す工事アドバイザー業務及び基礎業務を実施しなければならない。

##### 【工事アドバイザー業務】

委託対象工事を円滑に推進するため、必要となる関係者により構成した「進捗管理連絡会議(仮称)」を設置し、工事間の工程調整や工事現場の管理、設計意図やデザイン等を現場に適切に反映できるよう適宜開催する。(定例開催:1 回/月程度)

- ① 全体の最適工程に向けた発注者意思決定支援
- ② 工程影響要因の分析と対策案の検討
- ③ 工期遅延原因(工事が遅延した場合)の分析と対応策の検討・助言・提案・全体工程の見

(案)

直し

- ④ 関係各所等からの要望・意見等の分析と対応策の助言・提案・資料作成
- ⑤ 適切な広報(交通規制等の沿道お知らせ、広報計画)のための支援・資料作成
- ⑥ 本市監督職員の施工管理能力向上に向けた技術支援・助言
- ⑦ 本市監督職員との協議
- ⑧ 電線共同溝等の設計調整、管理引継ぎ業務支援
- ⑨ 完成施設引継ぎ業務支援(照明灯等含む)

なお、工事アドバイザー業務は、4回/月程度を想定している。

【基礎業務】

- ① 品質管理・検査(現場状況確認(現場臨場)、安全管理・品質管理・出来形管理、出来高数量確認)
- ② 工事管理業務(施工者からの提出資料確認、工事に起因する市民・関係者機関からの要望・意見・苦情等報告)
- ③ 関係機関協議資料作成(警察、地元及び埋設企業体等と整備・協議等を行うための資料)
- ④ 事業説明(協議)資料作成(庁内関係各所等への説明資料)
- ⑤ 設計図書等の内容把握
- ⑥ 事業遂行上必要となる資料作成(各検討資料、工事設計図・交通処理図等の修正)
- ⑦ 施工計画書の把握
- ⑧ デザインに関する意図伝達、施工管理
- ⑨ ICT 技術活用による施工管理

上記の他、監督職員との協議により定めた事項を実施するものとする。

また、工事進捗について日常的に把握し、監督職員から説明を求められた場合や業務委託 I-1-1-1-11 に記載の打合せ以外に監督職員から打合せを求められた場合等には、速やかにこれに応じること。

工事設計図面・交通処理図等の修正等には CAD ソフトの操作が必要となる。

なお、本業務に係る監督職員は以下のとおりとする。

| 対象工事                         | 監督職員                 |                      |
|------------------------------|----------------------|----------------------|
|                              | 工事アドバイザー業務           | 基礎業務                 |
| 国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その1  | 企画部企画課<br>(道路空間再編担当) | 西部方面管理事務所<br>市岡工営所   |
| 大阪枚岡奈良線(千日前通)における道路空間再編工事    |                      |                      |
| 国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 2 |                      |                      |
| 国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 3 |                      |                      |
| その他附帯工事(照明灯工事等)              |                      |                      |
| なんば駅周辺における空間再編推進工事(協定事業)     |                      | 企画部企画課<br>(道路空間再編担当) |

5. 業務計画書

管理技術者は、「業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)〈令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用

(案)

」に定める業務計画書を作成するにあたっては、工事アドバイザー業務及び基礎業務内容を十分に精査した業務計画書を作成すること。

## 6. 業務実施報告書

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、様式については監督職員より指示するものとする。

- ① 実施した業務の内容
- ② その他必要事項

## 7. 成果物

受注者は、「業務委託共通仕様書(平成 28 年 9 月)〈令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用〉」に定める成果物に加え、業務完了時において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を書面(引継事項記載書)で提出するものとする。

- ① 業務実施にあたり留意すべき点(施工条件、沿道状況、地元との協議内容等)
- ② 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

## 8. 管理技術者等の資格

各配置技術者(管理技術者、担当技術者)は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制(様式3)に記載された人物と同一でなければならない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの了解を得なければならない。

「管理技術者」及び「担当技術者」の認定要件は、次の資格要件及び実務経験等のいずれか一つ以上を有した者とする。また、管理技術者は、受注者と直接雇用関係にある者とする。

### (1) 管理技術者

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設一道路」又は「建設一都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ③ 建設業法第 27 条の規定に基づく1級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1級技師の称号を付与されている者。
- ④ 上記①・②と同等の能力と経験を有する者(国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者)。

### (2) 担当技術者

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設一道路」又は「建設一都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受

(案)

けている者。

- ③ 技術士法による第一次試験のうち技術部門を建設部門(専門科目を「建設」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ④ 建設業法第 27 条の規定に基づく1級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1級技師の称号を付与されている者、又は、建設業法第 27 条の規定に基づく2級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、2級技師の称号を付与されている者。
- ⑤ 道路関係の技術的行政経験(※)を10年以上有する者。

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として工事設計又は工事監督業務に従事したことを言う。

(3) 資格要件の確認については、証明書を提出すること。

## 9. 適切な人員配置

(1) 監督職員は、必要に応じ次に示す事項について、受注者に報告を求めることができる。

- ① 技術者の経歴・職歴
- ② 資本・人事面において、関係があると認められると考えられる企業(建設業許可業者等)の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項

(2) 受注者は、「4. 業務内容」に記載の業務を適切に履行できる人員を配置しなければならない。

## 10. 施工管理

(1) 工事の施工管理(出来形管理及び品質管理)に関する確認は、工事毎の施工計画書に記載されている施工管理基準項目に基づき行うこと。

(2) 現場の安全管理については、「工事現場における保安施設等の設置基準」、「建設工事講習災害防止対策要綱」、「土木工事安全施工技術指針」、道路交通法第 80 条協議の回答に基づく施工条件並びに工事請負共通仕様書等に基づき、工事現場の安全確保の確認を行い、不備等があれば工事受注者及び協定相手方が別途契約を行っている工事業者に指摘を行うこと。

## 11. 打合せ等

(1) 業務を適性かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針や条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が業務打合せ書に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 管理技術者と監督職員は定期的(月 1 回程度)に業務打合せ(業務報告)を行い、その結果についてはその都度、受注者が業務打合せ書に記録し、相互に確認しなければならない。

## 12. 安全の確保

(1) 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、市民・通行者・通行車両等第三者の安全確保に努めなければならない。

(2) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を行い、業務実施中の安全を確保しなければならない。

(案)

- (3) 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する所定の様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (4) 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

13. 関係法令の遵守

受注者は、業務の実施に際し、関連する関係諸法規及び条例を遵守しなければならない。

14. 守秘義務

受注者は、契約書第 15 条の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

15. 個人情報等の保護

受注者は、業務の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、契約書第 6 条から第 10 条の規定により、適切に取り扱わなければならない。なお、公文書の取り扱いについても同様とする。

16. 業務に必要な資料等の取り扱い

- (1) 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備すること。また、工事請負共通仕様書、その他の図書は受注者が用意すること。
- (2) 監督職員は、必要に応じて業務実施に必要な資料を受注者に貸与する。
- (3) 受注者は、貸与された資料の必要性が無くなった場合は、ただちに監督職員に返却すること。
- (4) 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料作成以外の目的で使用・複写等してはならない。
- (5) 受注者は、貸与された資料を監督職員の書面による許可なく、第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

17. 一般留意事項

- (1) 管理技術者は、「4. 業務内容」から「16. 業務に必要な資料等の取り扱い」で示された業務の適正な履行を確保するため、「4. 業務内容」に規定する業務に係る諸事項が適切に行われるよう、担当技術者の指揮監督をしなければならない。
- (2) 管理技術者は、対象工事毎に、契約内容、工事特性、施工概要、工事関係資料を把握・確認しなければならない。
- (3) 受注者は、「4. 業務内容」から「16. 業務に必要な資料等の取り扱い」の業務のうち、監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。
- (4) 担当技術者は、管理技術者から指示された「4. 業務内容」に規定する業務に係る諸事項を適正に実施するものとする。

18. 災害時における業務

(案)

大阪市建設局災害応急対策実施マニュアルにより、風水害・地震災害等による体制が発令され、発注者と受注者の協議の結果、監督職員から指示された場合には、応急措置に係る業務を行うものとする。

#### 19. その他

- (1) 「4. 業務内容」に定める業務の実施に必要となる旅費交通費等については、直接経費に計上している。
- (2) ICT 技術の活用に必要な経費は受注者の負担とする。
- (3) 業務全体を通じて、課題の検証を実施し、成果物として取りまとめること。
- (4) 本市の設計積算システムの更新に伴い、業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので、様式について監督職員の指示に従い作成すること。

##### 【追加となる様式】

- ・ 業務委託料請求内訳書(または中間金請求内訳書)

- (5) 受注者は、本仕様書の明示無き事項等の疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と協議を行うこと。

(案)

## 特記仕様書②

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:請負者)

(案)

対象工事内容

○国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 1

長堀通～道頓堀川区間の東側において側道を歩行者空間に転換するための整備工事

(車道舗装、歩道舗装、道路標識工、道路植栽工等)

○大阪枚岡奈良線(千日前通)における道路空間再編工事

難波交差点周辺の快適な歩行空間を確保し、地域の回遊性をさらに高め、安全安心な歩行空間を創出を図るための整備工事

(車道舗装、歩道舗装、道路標識工等)

○なんば駅周辺における空間再編推進工事(協定事業)

なんば駅周辺の道路空間を、車中心から人中心の空間へと再編し、上質で居心地のよい空間の創出を図るための整備工事

(車道舗装、歩道舗装、道路標識工、電線共同溝工等)

○国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 2

長堀通～道頓堀川区間の西側において側道を歩行者空間に転換するための整備工事

(車道舗装、歩道舗装、道路標識工、道路植栽工等)

○国道 25 号(御堂筋)における道路空間再編工事その 3

新橋～難波西口交差点間において側道歩行者空間化された歩道での利活用施設の整備及び歩道改修工事

(車道舗装、歩道舗装、道路標識工、道路植栽工等)

○その他附帯工事(照明灯工事等)

上記に係る、照明灯工事等

(道路照明工等)

